

支出元等	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部長の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の名称又は名称及び住所	法人番号	随契約によることとした会計法等の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再契約の取組の取組	公益法人の場合			備考	随契約結果(見直し場合はその内容)
											公益法人の設立	競争性の確保	取組の取組		
国土交通省	R2荒川太田右衛門地区自然再生検討業務 荒川上流河川事務所管内 R2.4.1～R3.3.26 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担担当 近畿地方整備局 荒川上流河川事務所長 藤本 建介 埼玉県川越市新橋町3-12	令和2年4月1日	設計共同体 公益財団法人日本生態系協会 他1者 東京都豊島区西池袋2-30-20	601330500189	会計法第29条の3第4項 平成令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型に準じたプロポーザル方式(広域公募)により選定を行った。 R2荒川太田右衛門地区自然再生検討業務日水コン-日本生態系協会設計共同体は、技術提案書をふまえて本業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随契約を行うものである。	41,679,000	40,073,000	96.1%	-	公財	国認定	2	本業務は、自然再生の保全といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組みが十分と認められており、問題はない。	無
国土交通省	琵琶湖事業推進地域連携調査業務 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 飯田 伸之 R2.4.3～R3.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担担当 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 飯田 伸之 滋賀県大津市高津4-5-1	令和2年4月2日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000139	会計法第29条の3第4項 平成令第102条の4第3号 本業務は、琵琶湖河川事務所内の地域連携事業を推進するために、河川レンジャー活動、住民と行政の連携、アクア琵琶湖管内ボランティア活動の支援を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業界に精通した体制などを有する技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記相手方と契約を行うものである。	21,538,000	21,373,000	99.2%	-	公財	国認定	1	本業務は、地域連携事業を推進するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組みが十分と認められており、問題はない。	有
国土交通省	北陸管内港湾機能方策検討業務 R2.4.3～R3.3.26 建設コンサルタント等	支出負担担当 北陸管内港湾局長 伊藤 博信 新潟県新潟市中央区奥町11-1-1	令和2年4月3日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、北陸管内の港湾を取り巻く現状や課題、国内外の社会・経済情勢や港湾施策の変化を踏まえて整理し、今後取り組んでいく具体的な内容を、北陸管内港湾の中長期の機能方策を検討するものである。 本業務の遂行にあたっては、「北陸管内港湾の中長期における機能方策を形成するために、北陸管内港湾の現状特性等の把握及び課題の抽出といった管内の貨物動向等の専門的な知識を有すること、また、北陸管内港湾における航路形成可能性及び北陸管内港湾の方向性と対応方策の検討といった知見に関する高度な技術や経験を必要とすることから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 公益社団法人日本港湾協会は、技術提案書及びアレンジによる評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として暫定的に暫定された。従って、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随契約するものである。	35,724,647	34,782,000	97.4%	-	公社	国認定	1	本業務は、北陸管内の港湾の中長期の機能方策検討といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組みが十分と認められており、問題はない。	無
国土交通省	淀川生態環境調査解析業務 淀川河川事務所管内 R2.4.11～R3.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担担当 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 三戸 雅文 大阪府枚方市新町2-2-10	令和2年4月10日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000139	会計法第29条の3第4項 平成令第102条の4第3号 本業務は、淀川において天然記念物であるイタセンバラや鴨居ノ原など、多様な生態系を有する環境の保全再生を目的とした調査、解析をする。また、淀川環境委員会の資料作成及び運営補助を行う。淀川環境の保全に貢献することを目的とする業務である。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業界に精通した体制などを有する技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記相手方と契約を行うものである。	55,044,000	54,934,000	99.8%	-	公財	国認定	1	本業務は、淀川の環境を保全及び再生といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組みが十分と認められており、問題はない。	無
国土交通省	淀川地域連携推進調査業務 淀川河川事務所管内 R2.4.14～R3.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担担当 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 三戸 雅文 大阪府枚方市新町2-2-10	令和2年4月13日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000139	会計法第29条の3第4項 平成令第102条の4第3号 本業務は、淀川での地域連携における河川事業の推進のための地域連携方策のあり方についての検討及び河川レンジャーの活動支援等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業界に精通した体制などを有する技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記相手方と契約を行うものである。	81,961,000	81,939,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、地域連携事業を推進するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、自後の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組みが十分と認められており、問題はない。	有

支出元番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随時契約によることとした会計法上の種別及び理由 (公費等又は公費)	予定価格	契約金額	利率%	再払額の元金 の率	公益法人の場合		備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続発注 の要否
											公益法人の区分	元金・元金 利率の割合			
国土交通省	令和2年度 吉野川流域生態系ネットワーク検討業務 徳島河川国連事務所 R2.14～R3.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国連事務所長 新寺 孝太 徳島県徳島市上吉野町3-35	令和2年4月13日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	本業務は、吉野川流域において、多様な主体が連携・協働し、コンパクト・リゾンを推進し、生態系ネットワークの形成による地域活性化及び経済振興の実現を図るための効果的かつ確実な取組の推進を目的として設置された「吉野川流域コンパクト・リゾンの舞う生態系ネットワーク推進協議会」に関する調査・検討等を実施するものである。 本業務を遂行するためには、河川流域の評価の分析及び生態系ネットワーク検討に高い高度で専門的な技術が要求されることから、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型「プロポーザル」形式により技術提案書の提出を求めたところ、1書から5書の提出があり、これを総合的に評価した結果、求められた技術内容等に適合し、最も優れた提案であると認められたため、左記業者を特定したものであり、本業務を遂行するに適切と認められたため、左記業者と随時契約を行うものである。	14,993,000	14,993,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、吉野川流域の豊かな生態系形成といった政策的目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行わず、競争性を高める取組みを実施したが、一書応募となっているものである。今後は、契約準備期間の確保に取り組み、競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一書応募の解消に取り組むものとする。なお、本業務は令和3年度に終了する事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
国土交通省	R2利根川上流管内維持管理方策検討業務 利根川上流河川事務所管内 R2.4.16～R3.3.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 三橋 さゆり 埼玉県大倉市栗橋北2-19-1	令和2年4月15日	設計共同体 公益財団法人河川財団 他2者 東京都中央区日本橋小伝馬1-9	9010005000138	会計法第29条の3第4項 予定令第102条の4第3号 本業務は、利根川上流管内の堤防等河川管理施設の点検補修及び点検結果の分析評価を行うと共に、河川維持管理業務の実施状況を確認し、現状の課題抽出、業務効率化・省力化の検討及び河川管理「ポータル」の作成を行うものである。さらに、過年度までに実施してきた堤防維持管理の状況について、モニタリング調査を実施し、結果を整理することにより、河川維持管理の適正化を目的とするものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要となることから、利根川上流管内における河川管理業務を効率的に実施するための手法の検討に関する技術提案を求め、簡易公募型「拡大型」プロポーザル方式により選定を行った。 R2利根川上流管内維持管理方策検討業務河川財団・エコー設計共同体は、技術提案書をふまえて、当該業務を実施するに適切と認められたため、左記業者と随時契約を行うものである。	33,220,000	33,165,000	99.8%	-	公財	国認定	1	本業務は、河川管理における維持補修といった政策的目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行わず、競争性を高める取組みを実施したが、点検の結果業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めると一書応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
国土交通省	令和2年度度流管内河川管理施設監理検討業務 筑波河川事務所管内 R2.4.16～R3.3.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 筑波河川事務所長 渋谷 慎一 神奈川県横浜市磯区鶴見中央2-18-1	令和2年4月15日	設計共同体 公益財団法人河川財団 他2者 東京都中央区日本橋小伝馬1-9	9010005000138	会計法第29条の3第4項 予定令第102条の4第3号 本業務は、筑波河川事務所において管理する河川について、令和元年度第19号出水後の河川維持管理対応状況、堤防施設や河川巡視業務の効率化などを踏まえ、適切かつ適正に河川維持管理業務を遂行することを目指す。堤防等の河川管理施設点検評価や河川巡視業務などを分析することにより、業務効率化や省力化を図ることを目的とする。また、近年求められるコンクリート橋梁の劣化診断・診断及び小規模河川の適切な河川管理に関する、堤防の築造及び発生手法等の検討や河川巡視業務の効率化等を行い、今後の下流河川事務所管内における河川の維持管理業務の構築のためのとりよめを目的とするものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要となることから、業務経験、専門技術力などを重視した技術提案を求め、簡易公募型「プロポーザル」方式により選定を行った。 R2筑波川・小貝川河川管理施設監理検討業務河川財団・エコー設計技術事務所設計共同体は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するに適切と認められたため、左記業者と随時契約を行うものである。	38,731,000	38,720,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、河川管理における維持補修といった政策的目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行わず、競争性を高める取組みを実施しており、点検の結果業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めると一書応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
国土交通省	R2鬼怒川・小貝川河川管理施設監理検討業務 下館河川事務所管内 R2.4.17～R3.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 下館河川事務所長 土藤 美紀子 茨城県筑西市二本成1753	令和2年4月16日	設計共同体 公益財団法人河川財団 他2者 東京都中央区日本橋小伝馬1-9	9010005000138	会計法第29条の3第4項 予定令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河川の点検結果等の把握・把握結果を基に現状等を評価し、現状等が遂行する可能性のある河川管理に与える影響について検討し、河川が有するべき機能確保に必要な維持等を効果的に実施するための維持計画等の基礎資料について取りよめを行うものである。また、近年求められるコンクリート橋梁の劣化診断・診断及び小規模河川の適切な河川管理に関する、堤防の築造及び発生手法等の検討や河川巡視業務の効率化等を行い、今後の下館河川事務所管内における河川の維持管理業務の構築のためのとりよめを目的とするものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要となることから、業務経験、専門技術力などを重視した技術提案を求め、簡易公募型「プロポーザル」方式により選定を行った。 R2鬼怒川・小貝川河川管理施設監理検討業務河川財団・エコー設計技術事務所設計共同体は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するに適切と認められたため、左記業者と随時契約を行うものである。	36,883,000	36,850,000	99.9%	-	公財	国認定	1	本業務は、河川管理における維持補修といった政策的目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行わず、競争性を高める取組みを実施しており、点検の結果業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めると一書応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
国土交通省	千歳川流域生態系ネットワーク推進方策検討業務 北海道庁 札幌建設部長 鈴木 亘 北海道札幌市中央区北2条西19	支出負担行為担当官 北海道庁 札幌建設部長 鈴木 亘 北海道札幌市中央区北2条西19	令和2年4月17日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予定令第102条の4第3号 本業務は、生態系ネットワーク形成といった政策的目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行わず、競争性を高める取組みを実施したが、一書応募となっているものである。今後は、契約準備期間の確保に取り組み、競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一書応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	17,985,000	17,985,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、生態系ネットワーク形成といった政策的目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行わず、競争性を高める取組みを実施したが、一書応募となっているものである。今後は、契約準備期間の確保に取り組み、競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一書応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

支出元番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随時契約によることとした会計法上の取扱内容及理由(当該取扱いの名称)	予定価格	契約金額	履行率	再見積りの発生	公益法人の場合		備考	点検結果 (見直し場合はその内容)
											公益法人の区分	元札・応募者		
国土交通省	R2荒川上流事業監理設計業務 荒川上流河川事務所管内 R2-422~R2-1326 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長 藤本 進介 埼玉県川越市新宿町3-12	令和2年4月21日	設計共同体 公益財団法人河川財団 他者 東京都中央区日本橋小伝馬11-9	901000500135	会計法第29条の3第4項 平成令第102条の4第3号 本業務は、荒川上流河川事務所管内における治水事業に係る関係機関及び関係者等との調整を円滑に進めるため、事業期間の検討等を行うものである。また、荒川水系河川整備計画の変更等における資料作成及び協議の補助を行うのである。 本業務の履行にあたっては、荒川上流河川事務所管内の治水事業の事業展開を検討するにあたり、事柄にわたる検討項目及び調整事項があるため、高度な知識や専門的な技術、経験が要求されることから、提出された技術提案に基づき評価を有する上で最も優れた提案を採択できる簡易公募型プロポーザル方式により契約手続きを実施したものである。 R2荒川上流事業監理設計業務河川財団・PFIプロジェクトコンサルタント設計共同体は、技術提案書を踏まえ当該業務を実施するのに適切であると認められたため、左記業者と随時契約を行うものである。	18,117,000	18,117,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、治水事業における関係機関との連携といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者択一の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
国土交通省	R2利根川下流部自然再生検討業務 利根川下流河川事務所管内 R2-422~R2-1319 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 利根川下流河川事務所長 大谷 悟 千葉県香取市佐原4149	令和2年4月21日	設計共同体 公益財団法人河川財団 他者 東京都中央区日本橋小伝馬11-9	901000500135	会計法第29条の3第4項 平成令第102条の4第3号 本業務は、利根川下流部自然再生計画(平成26年3月)等に基づき、利根川下流部において多様な生物の生息・生育が可能な川川環境を保全・再生するため、自然再生推進の調査・検討を行うものである。また、「佐原広域交流拠点PFI事業」により遊歩ゾーンとして整備した箇所でのモニタリング調査を行うのである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とことから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R2利根川下流部自然再生検討業務河川財団・河川財団・日水コン設計共同体は、技術提案書を踏まえ、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随時契約を行うものである。	36,960,000	36,905,000	99.9%	-	公財	国認定	1	本業務は、河川環境の保全・創出の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者択一の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
国土交通省	R2渡良瀬川河川管理施設監理設計業務 渡良瀬川河川事務所管内 R2-422~R2-1331 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所長 塚本 一三 栃木県足利市田中町661-3	令和2年4月21日	設計共同体 公益財団法人河川財団 他者 東京都中央区日本橋小伝馬11-9	901000500135	会計法第29条の3第4項 平成令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河川の点検結果等の状態把握結果を基に現状等を評価し、現状等が遂行する可能性や河川管理に与える影響について評価を行うこと、河川が持つ生態環境に必要な維持等を効率的・効果的に実施するための維持計画等の基礎資料について取りまとめ等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とことから、業務の技術方針及び特定テーマに関する理容などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び競争性が確保される簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(総合評価型)により選定を行った。 R2渡良瀬川河川管理施設監理設計業務河川財団・東京建設コンサルタント・関東建設設計共同体は、技術提案書を踏まえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随時契約を行うものである。	48,675,000	48,684,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、河川管理における維持管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者択一の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
国土交通省	R2渡良瀬遊水地施設活用等検討業務 利根川上流河川事務所管内 R2-422~R2-1319 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 三橋 名可 埼玉県熊谷市栗橋北2-19-1	令和2年4月22日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	601330500187	会計法第29条の3第4項 平成令第102条の4第3号 本業務は、渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワークの推進に向けた取組の実施、従前より開催している渡良瀬遊水地保全・活用協議会及び2つの合同部会の目的達成に必要な資料を作成し、遊歩拠点・地域振興に向けた検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な知識や経験が必要とことから、渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワーク推進に向けた検討等について技術提案を求め、公平性、透明性及び競争性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 公益財団法人日本生態系協会は、技術提案書を踏まえ当該業務を実施するのにふさわしい業者であり、左記業者と契約を行うものである。	17,996,000	17,996,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、生態系ネットワークの形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者択一の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
国土交通省	R2荒川上流管内河川管理施設監理設計業務 荒川上流河川事務所管内 R2-422~R2-1331 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長 藤本 進介 埼玉県川越市新宿町3-12	令和2年4月22日	設計共同体 公益財団法人河川財団 他者 東京都中央区日本橋小伝馬11-9	901000500135	会計法第29条の3第4項 平成令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行するため、既往の堤防点検評価、遊歩結果などを踏まえ、今年度の堤防点検評価の検討及び効果的な修繕を実施するための対策工法について検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とことから、実施方針、実施フロー、工程計画、その他、特定テーマに関する理容などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び競争性が確保される簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により選定を行った。 R2荒川上流管内河川管理施設監理設計業務河川財団・東京建設コンサルタント・関東建設設計共同体は、技術提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切であると認められたため、左記業者と随時契約を行うものである。	28,215,000	27,940,000	99.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、河川管理における維持管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者択一の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
国土交通省	R2霞ヶ浦水環境対策検討業務 霞ヶ浦河川事務所管内 R2-422~R2-1329 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所長 張橋 純一 茨城県潮来市津東3510	令和2年4月22日	設計共同体 公益財団法人河川財団 他者 東京都中央区日本橋小伝馬11-9	901000500135	会計法第29条の3第4項 平成令第102条の4第3号 本業務は、高度な技術や経験が必要とことから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R2霞ヶ浦水環境対策検討業務河川財団・日水コン設計共同体は、技術提案書を踏まえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随時契約を行うものである。	32,626,000	32,626,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、霞ヶ浦の水環境対策検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者択一の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。

支出元番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法第29条の3第4項(公算)等による理由	予定価格	契約金額	利率%	再払額の元金の率	公益法人の場合		備考	点検結果 (見守り場合はその内容)	結果点検 の要否
											公益法人の区分	公益法人の種別 前号前号の区分			
国土交通省	R2江戸川管内河川管理施設監理検討業務 江戸川河川事務所管内 R2.42～R3.33 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 江戸川河川事務所長 岩倉 洋一 千葉県野田市宮崎134	令和2年4月23日	設計共同体 公益財団法人河川財団 他2者 東京都中央区日本橋小伝高11-9	901000500135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的とし、堤防等河川管理施設や河川の点検業務等の状態把握業務を委託し実施を評価し、状況等が遂行する可能性や河川管理に与える影響を検討し、河川が有すべき機能確保に必要な業務を効率的・効果的に実施する業務検討等の基礎資料の取りまとめを行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、「こまめな除染における堤防養生調査、モニタリング調査に関する検討方法について」などを含めた技術提案を求め、簡易公募型(特定プロポーザル方式(総合評価型))により選定を行った。 R2江戸川管内河川管理施設監理検討業務河川財団・キタック・日本工営設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	33,583,000	33,583,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、河川管理における維持管理といった政策的目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
国土交通省	R2豊野川・小貝川事業計画検討業務 下総河川事務所管内 R2.512～R3.326 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 下総河川事務所長 工藤 美紀子 茨城県筑西市二本木61753	令和2年5月11日	設計共同体 公益財団法人河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝高11-9	901000500135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、豊野川緊急対策プロジェクト区域を含む豊野川及び小貝川の河川整備状況を管理し、河川整備計画に位置づけられた事業の準備手法等における検討を行い、事業性の検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、業経経験、知識、専門技術力などを基とした技術提案を求め、公平性、透明性及び信頼性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R2豊野川・小貝川事業計画検討業務河川財団・シフツコンソルタツ設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	25,795,000	25,795,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、河川整備手法の検討資料の作成といった政策的目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
国土交通省	まちづくりと連携した川づくりの推進に関する調査 検査業務 北海道札幌市 R2.116～R3.226 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当 北海道開発局 開発監理部長 松浦 明 北海道札幌市北区東2条西2	令和2年5月15日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 かわまちづくり実証制度を創設後、約10年が経過し全国各地で進めているところである。本業務は、まち空間と河川の公共空間を活用したエリアマネジメントを行い、効果をさらに高めるかわまちづくりを推進するため、既存制度の課題を試行調査等の結果を踏まえ検討し、課題解決に向けた検討を行うのである。 本業務を遂行するためには、高度で専門的な技術が要求されることから公平性、透明性及び信頼性が確保される簡易公募型プロポーザル方式を採用し選定を行った結果、左記リバーフロント研究所が技術提案において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。 (公募)	25,729,000	25,685,000	99.8%	-	公財	国認定	1	連名契約	無
国土交通省	琵琶湖河川事務所管内河川管理施設監理検討業務 琵琶湖大津市農津4-5-1 R2.120～R3.225 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 琵琶湖地方整備局 琵琶湖河川事務所長 畑田 博之 滋賀県大津市農津4-5-1	令和2年5月19日	設計共同体 公益財団法人河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝高11-9	901000500135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河川の点検業務等の状態把握業務をもとに状況等を評価し、状況等が遂行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき治水上の機能確保に必要な業務を効率的・効果的に実施するための基礎資料の取りまとめを行うのである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを基とした技術提案を求め、公平性、透明性及び信頼性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するに適切と認められたため、左記相手方と契約を行うものである。	11,682,000	11,682,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、河川の適切かつ適正な維持管理といった政策的目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応札となっているものとする。今後は、契約準備期間の確保に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
国土交通省	R1荒川下流沿川整備推進方策検討業務 荒川下流河川事務所管内 R2.27～R3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 荒川 恭二 東京都北区池袋3-41-1	令和2年5月26日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 荒川川下流沿川において、浸透の能力を大幅に向上させる極めて大規模な洪水が発生した場合であっても堤防決壊による経済的な被害の防止及び洪水発生時の被害軽減を行うことが重要である。 本業務は、都市部における洪水被害軽減対策を行うとともに高規格防衛施設における更新する民間事業者との連携方策検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから「同種又は類似業務の実績」、「配管予定管理技術者の資格、経歴、優良業務、手待ち状況」、「当該業務の実施体制(主要技術者の技術力や予定も含む)」、「業務の実施方針及び手法」、「特定テーマ」などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 (公益財団法人)リバーフロント研究所は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	31,383,000	31,020,000	98.8%	-	公財	国認定	1	本業務は、水被害の軽減といった政策的目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無

支出元種番	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法上の根拠条文及び理由 (公法契約は公明)	予定価格	契約金額	利率%	再見積りの発生 の率	公営法人の場合			備考	最終結果 (見直し場合はその内容)	
											公営法人の区分	知事・都府県 事務所の区分	元札・応募者		結果 公表	結果 公表 の 見直し
国土交通省	R2利根川下流管内河川管理施設監理検討業務 利根川下流河川事務所管内 R2.5.28～R3.3.20 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 利根川下流河川事務所長 大谷 哲 千葉県東取市佐原-4149	令和2年5月27日	設計共同体 公益財団法人河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬1-9	901000500139	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川下流部の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設の状況を把握し、これを基として点検により把握し、得られた点検結果を基に点検等を実施するとともに、点検等が実行される可能性や河川管理に関する影響について検討し、河川管理施設が所定の機能を確保するために必要な修繕等を効果的・効率的に実施するための修繕計画等について取りまとめを行う。また、遊憩機能等を収集・分析し、治水と遊憩が両立すると考えられる事業を抽出し取りまとめ、河川管理を実施するにあたってのモニタリング計画(案)の作成を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とことから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R2利根川下流管内河川管理施設監理検討業務河川財団・建設技術研究所設計共同体は、技術提案書をふまえて、当該業務を実施するの適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	20,251,000	20,251,000	100.0%	-	公認	国認定	1	本業務は、河川管理における維持管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うこと、競争性を高める取組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者札の解消に取り組むものとする。 また、全面競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。		無
国土交通省	復興・創生期間後の東北地方の港湾の将来像検討業務 R2.4.4～R3.3.25 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 東北地方整備局副局長 川上 泰司 茨城県水戸市青葉町3-3-1	令和2年6月4日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-9-9	701040500961	会計法第29条の3第4項 東北地方では、東日本大震災からの復旧・復興に向けて、令和2年度までの復旧・創生期間において、復興や復興等の復旧・復興事業に取り組んでいくことにより取り組みもあり、東北地方の地域経済において、民間企業の新たな立地や港湾貨物量増加など一定の効果が現れている。さらに、クルーズ客船の寄港回数の増加による地域経済の活性化やみなとオアシスを中心とした地域の賑わいの形成といった新たな取り組みが進められている。 本業務は、復興・創生期間後の令和3年度以降を見据えて、平成27年3月に策定した「東北港湾ビジョン」に対する遠景・遠期や短中期的な港湾像を明らかにし、平成30年度に公表した「港湾の持続可能なPORT2030」を参考に、各港の役割分担を踏まえた東北地方の港湾の将来像に関する検討を行うものとする。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」業務実施方法及び実施プロポーザル等及び特定テーマに対する技術提案)について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約を行うものである。	16,961,074	16,985,000	99.6%	-	公社	国認定	2	本業務は、東北港湾の将来像の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うこと、競争性を高める取組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられた。点検の結果問題はない。 また、全面競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。		無
国土交通省	R2久慈川・那珂川河川管理施設監理検討業務 常陸河川国道事務所管内 R2.6.5～R3.3.29 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 原田 昌直 茨城県水戸市千波町1962-2	令和2年6月4日	設計共同体 公益財団法人河川財団 他2者 東京都中央区日本橋小伝馬1-9	901000500139	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験が必要とことから、業務経験、知識、専門技術力などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び信頼性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R2久慈川・那珂川河川管理施設監理検討業務河川財団・ニコニコ・日本エコー設計共同体は、技術提案書において総合的に優れた提案を行ったものであり、当該業務を実施するの適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	38,423,000	38,376,000	99.9%	-	公認	国認定	1	本業務は、河川管理施設の維持管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うこと、競争性を高める取組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者札の解消に取り組むものとする。 また、全面競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。		無
国土交通省	令和2年度 四方十川流域生態系ネットワーク後継業務 中村河川国道事務所 R2.9～R3.26 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 四国地方整備局 中村河川国道事務所長 佐賀 浩也 高知県四万二市石山2033-14	令和2年6月8日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区池袋2-30-20	801330500187	本業務は、四方十川流域生態系ネットワークにおける全体構想、取組目標の整理、取りまとめを行い、具体的取組に向けた提案・活動補助及び協議会等の運営、資料作成を行うものである。 業務を遂行するためには、四方十川流域における生態系ネットワークを基盤とした地域活性化について、高度で専門的な知識・技術が要求されることから、公平性、透明性及び信頼性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うものとした。 公募により技術提案書の提出を受けた者から提出があり、これを総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致した優れた提案であると認められた左記業者を特定したものである。 よって会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	20,570,000	20,526,000	99.8%	-	公認	国認定	2	本業務は、河川改修や環境整備といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うこと、競争性を高める取組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられた。点検の結果問題はない。 また、全面競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。		有
国土交通省	円山川河川管理施設監理検討業務 常陸河川国道事務所管内 R2.4.17～R3.2.26 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 常陸河川国道事務所長 川内 直正 兵庫県南丹市寺町10-3	令和2年6月16日	設計共同体 公益財団法人河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬1-9	901000500139	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河川の点検結果等の把握・把握結果をもとに点検等を実施し、点検等が実行される可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川管理に係る点検等の機能確保に必要な修繕等を効果的に実施するための修繕計画等の検討を行うものである。また、遊憩機能を収集・分析し、重要な事業を抽出し取りまとめ河川管理を実施するにあたってのモニタリング計画等の作成を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とことから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び信頼性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者である。当該業務を実施するの適切と認められたため、左記相手方と契約を行うものである。	30,195,000	30,173,000	99.9%	-	公認	国認定	1	本業務は、河川の適切かつ適正な維持管理といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うこと、競争性を高める取組みを実施したが、一者札を募るとしているものもある。今後は、契約準備期間の確保(取組)の確保や競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者札の解消に取り組むものとする。 また、全面競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。		無

支出元番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の番号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法上の根拠条文及び理由(金額は文字による)	予定価格	契約金額	開率	再見積りの発生 の率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続年度の 見直し
											公益法人の区分	国営・国 前事業者の区分	応札・応募者			
国土交通省	令和2年度 西国圏域生態系ネットワーク検討業務 河川部 R2-19-R2.2.26 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当 西国圏域整備局長 小林 純 香川県高松市サンポート3-33	令和2年6月18日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-0	601330501887	本業務は、水辺生態系の最上位に位置し、魅力的な地域づくりのシンボルとしてアピール性の高いコウリツツム類等を広域指標とした西国圏域を対象とする生態系ネットワークの形成を目指すにあたり、効果的な業務方策の検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度で専門的な技術が要求されることから公平性、透明性及び競争性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うこととした。 公募型プロポーザル方式の採択は、公募型プロポーザル方式により選定された結果、求める業務内容等に一致し、優れた提案を行ったと認められた応募者を特定したものである。 よって、会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	10,736,000	10,175,000	94.8%	-	公財	国認定	1	本業務は、西国圏域の豊かな生態系形成といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、業務内容の明確化、を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっていないものもある。なお、本業務は令和2年度限りの事業である。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
国土交通省	河川空間の利活用促進に関する調査検討業務 東北地方整備局 R2-22-R2.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当 東北地方整備局長 佐藤 秀英 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	令和2年6月22日	公益財団法人ハーブフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、全国各地で実施されているかまきまづくりの継続的な利活用を促進するため、効果的な業務方策を調査し、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R2-22河川維持管理技術の高度化等検討業務河川部、ハコブキ平川エンジニアリング設計共同 体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するに適切だと認められたため、応募者と随意契約を行うものである。	24,024,000	23,980,000	99.8%	-	公財	国認定	1	連名契約	本業務は、河川空間の利活用促進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めると一者応募の解消に取り組むものとする。 なお、本業務は令和2年度限りの事業である。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
国土交通省	R2河川維持管理技術の高度化等検討業務 関東地方整備局 R2-22-R2.3.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 関東技術事務所長 藤原 知司 千葉県松戸市西五番6-12-1	令和2年6月26日	設計共同体 公益財団法人河川財団 他2者 東京都中央区日本橋小伝馬1-9	6010005000135	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術・経験を必要とすることから、技術力、経験、業務方針などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R2河川維持管理技術の高度化等検討業務河川部、ハコブキ平川エンジニアリング設計共同 体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するに適切だと認められたため、応募者と随意契約を行うものである。	24,805,000	24,783,000	99.9%	-	公財	国認定	1	本業務は、高度な河川維持管理技術方法の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めると一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
国土交通省	令和2年度林産品輸出港の高度化検討業務 R2-19-R2.3.16 建設コンサルタント等	支出負担行為担当 九州地方整備局副局長 藤原 仁彦 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和2年7月9日	公益財団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	701040500967	会計法第29条の3第4項 本業務は、北米東山、金沢港及び輪島港のみならずカマラの更新を目的として、みなとカマラの配置、機器仕様、付帯設備等の検討を行うものである。また、新開港のみならずカマラについて、既往の配置検討結果を基に資料作成(詳細設計)を行うものである。 みなとカマラは、港湾部における産業工場の管理は元より、国有財産の管理や利用状況の確認、災害時の対応、将来に際し業務の運用が可能な配置を検討する必要があること、高度な知見を要する。また、機器仕様等の検討に当たっては、みなとカマラの設置目的に適合し、性能・機能並びに経済性、調達性及び耐久性等を総合的に勘案した検討を行うための専門的な知識を要する。また、機器仕様等の検討に当たっては、みなとカマラの設置目的に適合し、性能・機能並びに経済性、調達性及び耐久性等を総合的に勘案した検討を行うための専門的な知識を要する。また、機器仕様等の検討に当たっては、みなとカマラの設置目的に適合し、性能・機能並びに経済性、調達性及び耐久性等を総合的に勘案した検討を行うための専門的な知識を要する。 公益財団法人日本港湾協会は、技術提案書及びアソシエーションによる評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行ったと特定された者である。 よって、会計法29条の3第4項の規定により、公益財団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	14,968,783	14,960,000	99.9%	-	公財	国認定	1	本業務は、南開港の高度化を想定した包括的災害想定団体等との連携といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は令和2年度限りの事業である。	有	
国土交通省	北陸管内みなとカマラ検討業務 R2-27-R2.3.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当 北陸地方整備局長 伊藤 隆徳 新潟県新潟市中央区東美町1-1-1	令和2年7月10日	公益財団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	701040500967	会計法第29条の3第4項 本業務は、北米東山、金沢港及び輪島港のみならずカマラの更新を目的として、みなとカマラの配置、機器仕様、付帯設備等の検討を行うものである。また、新開港のみならずカマラについて、既往の配置検討結果を基に資料作成(詳細設計)を行うものである。 みなとカマラは、港湾部における産業工場の管理は元より、国有財産の管理や利用状況の確認、災害時の対応、将来に際し業務の運用が可能な配置を検討する必要があること、高度な知見を要する。また、機器仕様等の検討に当たっては、みなとカマラの設置目的に適合し、性能・機能並びに経済性、調達性及び耐久性等を総合的に勘案した検討を行うための専門的な知識を要する。また、機器仕様等の検討に当たっては、みなとカマラの設置目的に適合し、性能・機能並びに経済性、調達性及び耐久性等を総合的に勘案した検討を行うための専門的な知識を要する。 公益財団法人日本港湾協会は、技術提案書及びアソシエーションによる評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行ったと特定された者である。 よって、会計法29条の3第4項の規定により、公益財団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	56,532,554	50,710,000	89.7%	-	公財	国認定	2	本業務は、直轄工事の施工管理の把握といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考え、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は令和2年度限りの事業である。	無	
国土交通省	北米川生態系ネットワーク形成検討業務 青森川国連事務所 R2-19-R2.3.13 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 東北地方整備局 青森川国連事務所長 戸川 欣也 青森県青森市中央3-30-38	令和2年7月13日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-0	601330501887	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務の履行にあたっては、生態系ネットワーク形成に関して熟知していることと、高度な知見と豊かな経験が必要不可欠であることから、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案書の提出を求めたところ、技術提案書の提出があった他者比べて北米川流域の特徴を具体的に示し、生態系と人の関係、人々の幸福と生態系の関係についての着眼点の相違が非常に高く、業務方針並びに評価テーマにおける具体的な提案を行った応募者を特定した。特定した。	12,749,000	11,957,000	93.8%	-	公財	国認定	1	本業務は、第二次国土形成計画(H27.8.14閣議決定)における「生態系ネットワークの形成を推進する」という政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後は、参加条件等の見直しに取り組み、競争性を高める見直しを実施することとし、一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無	

支出元番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随時契約によることとした会計法上の報告書及び理由 (金額等又は品名)	予定価格	契約金額	利率	再払額の戻入 の率	公益法人の場合			備考	最終結果 (見直し場合はその内容)	最終支出 の残高
											公益法人の区分	国営・都府県所有者の区分	元札・応募者			
国土交通省	堤防植生等維持管理効率化対策効果検証業務 大阪府枚方市山田北町11-1 R2.7.18～R3.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担担当 近畿地方整備局 近畿技術事務所長 辻家 義浩 大阪府枚方市山田北町11-1	令和2年7月17日	設計共同体 公益財団法人河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	901000500138	会計法第29条の3第4項 予定価格102条の4第3号 本業務は、近畿地方整備局が管理する堤防の機能を効率的に維持するための方策について、堤防の事業費への発生負担や河内内河川の流弊執行の検証等を通じて、とりまねることを目的とするものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業種に臨む体制などを求める技術提案を求め、公平性、透明性及び信頼性が確保される価格公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するに適切と認められたため、左記相手方と契約を行うものである。	37,301,000	37,004,000	99.2%	-	公財	国認定	1	本業務は、植生管理による河川管理施設の維持といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の取組、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組みを実施しており、直後の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者元札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
国土交通省	令和2年度 木曾川上流河川維持管理技術資料 検討業務 R2.7.21～R3.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担担当 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所長 長瀬 裕輔 岐阜県岐阜市志磨町5-1	令和2年7月20日	設計共同体 公益財団法人河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	901000500138	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、木曾川上流管内に精通した河川維持管理技術者の養成に資する講習テキストの作成及び現場での実地に向けた基礎情報の収集と研修の実施方法について検討を行うものである。 左記業者は、企画提案書の提出があった2者のうち、企業及び関連予定技術者の実績・信頼度、業務の実施方針・実施体制、特定テーマに対する提案について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し最も優れたことから特定したものである。	16,225,000	15,950,000	98.3%	-	公財	国認定	2	本業務は、木曾川上流管内に精通した河川維持管理技術者の養成に資する講習テキストの作成及び現場研修の実施に向けた基礎情報の収集と研修の実施方法について企画目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取組みを実施したことにより、業者からの応札が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、本業務は令和2年度限りの事業である。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無	
国土交通省	横浜港新牧地区船舶航行安全検討業務 - R2.7.22～R3.2.19 建設コンサルタント等	分任支出負担担当 関東地方整備局 京浜港事務所長 和田 茂夫 横浜市西区みなとみらい4-6-3-7	令和2年7月22日	公益社団法人東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市西区住吉4-46-1	102000500686	会計法第29条の3第4項 本業務は、横浜港新牧牧頭地区整備事業の施工に伴い、周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全管理に必要と判断し、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設置し検討するものである。 本業務を適切に実施するためには、横浜港本牧頭地区における船舶交通の特性に精通していることが必要であり、総合的に航行安全対策の検討を依頼した。とりまねることを求める。 また、これらの調査・検討にあたっては専門業者のノウハウを基に行うことにより、より効果的な成果を得ることができると判断し、技術提案を求め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、最も優れた成果を提出した業者を選定した。 公益社団法人東京湾海難防止協会は、本業務に精通した公益社団法人プロポーザル方式により提出された技術提案書及びパブリックコメントを建設コンサルタント等選定委員会において評価した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人東京湾海難防止協会と随時契約するものである。	12,093,911	12,056,000	99.7%	-	公社	国認定	1	本業務は、工事に伴う船舶への影響・安全確保といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の取組、十分な契約準備期間の確保など、競争性を高める取組みを実施したが、一者元札となっているものである。 尚、業務内容の更なる明確化の検討、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むことにより、業者からの応札が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
国土交通省	西国の海上における南海トラフ地震対策検討業務 - R2.7.27～R3.2.28 建設コンサルタント等	支出負担担当 国土地方整備局長 沼田 直太 香川県高松市サンポート3-33	令和2年7月27日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	701040500967	会計法第29条の3第4項 予定価格102条の4第3号 本業務は、「南海トラフ地震に対応した西国の広域的な海上輸送の継続計画」(以下、広域海上BCP)という、及び「緊急輸送物資供給計画」の両方の実現を目的とし、調査・検討事項を整理し、まとめることにより、訓練・検討等を開催し、計画の更新及び今後の方策等の検討を行うものである。 緊急公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れたと認められた業者を契約の相手方として特定したため、左記業者と随時契約を行うものである。 (緊急公募型プロポーザル)	18,514,456	17,930,000	96.8%	-	公社	国認定	1	本業務は、南海トラフ地震海上輸送継続計画といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の取組、十分な契約準備期間の確保、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組みを実施したが、一者元札となっているものである。 今後、業務内容の更なる明確化の検討に取り組むことにより、業者からの応札が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
国土交通省	港湾機能維持計画の实效性向上検討業務 - R2.7.28～R3.3.19 建設コンサルタント等	支出負担担当 東北地方整備局副局長 多田 智 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	令和2年7月28日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	701040500967	会計法第29条の3第4項 本業務は、本港湾災害発生時において、管内の港湾が継続し断続的な港湾機能を確保するために策定した「東北広域港湾BCP」の实效性を高めるため、訓練実施計画の策定、訓練の実施、訓練結果(課題)を整理し、实效性向上の検討を行うものである。 また、本業務の検討結果について協議する協議会を開催し、その運営、説明資料の作成、議事録や結果の対応に関するとりまねるを行うものである。 本業務の契約相手先としては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった業者で資格を満たした業者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務実施方針及び実施プロセス等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の取組内容より評価を行った。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随時契約を行うものである。	13,803,732	13,750,000	99.6%	-	公社	国認定	1	本業務は、港湾BCPの更なる实效性向上といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の取組、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組みを実施しており、直後の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者元札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	

支出元番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者の氏名及びその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随契約によることとした会計法上の取扱区分及び理由 (会計法又は公認)	予定価格	契約金額	利率%	再払額の発生 の率	公益法人の場合			備考	最終結果 (見直し等はその内容)	結果 の 見 直し
											公益法人の区分	知事 前 置 所 有 の 会 社	元札・応募者			
国土交通省	R2高規格橋防と連携した高台まちづくり整備に関する検討業務 関東地方整備局 R2.28～R3.26 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当 関東地方整備局長 土井 弘次 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和2年7月28日	設計共同体 公益財団法人リバーフロント研究所 他1社 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とするため、技術力、経営、業務に精通した体制などを有する技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R2高規格橋防と連携した高台まちづくり整備に関する検討業務(リバーフロント研究所・八千代エンジニアリング設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随契約を行うものである。	39,204,000	39,105,000	99.7%	-	公認	国認定	1	連名契約	本業務は、高規格橋防におけるまちづくりといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、今後の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一考応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
国土交通省	中国管内港湾における中長期構想設計業務 一 R2.7.28～R3.2.26 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当 中国地方整備局副局長 富岡 誠司 広島県広島市東区島田14-15	令和2年7月29日	公益財団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000961	会計法第29条の3第4項 本業務は、中国地方の港湾を取り巻く情勢変化や港湾における現状、課題を十分把握したうえで、目指すべき方向性を実現するための各港の役割分担や必要となる機能等の中国地方の港湾の果たすべき役割について、有識者の意見を反映しつつ、地域発案に有効な施策となる20年50年先を見据えた長期構想として行うこととなるが、専門的技術が必要となるため、高度な技術や経験を有する技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できることから簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れたと評価された者(取組の相手方)として特定した。 (簡易公募型プロポーザル)	28,634,559	28,800,000	99.9%	-	公社	国認定	1		本業務は、中国地方の港湾の中長期構想の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、今後の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一考応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
国土交通省	令和2年度 越後平野における生態系ネットワーク形成の推進に関する検討業務 北陸地方整備局河川部河川計画課 R2.8.1～R3.3.19 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当 北陸地方整備局長 野村 次郎 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟県総合庁舎1号館	令和2年7月31日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001881	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川を軸とした越後平野における生態系ネットワークの形成とともに、魅力で活きある地域づくりの実現に向け、全体構想の策定に向けた検討を行うとともに、各地域の活性化を図るための効果的な取組内容等について検討を行うものである。本業務の発注にあたっては、河川環境や河川の生態系における高度かつ広範囲な技術力と知識を必要とするため、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った結果、左記業者は、技術提案書の内容が総合的に優れたと認められるので、特定したものである。よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計法第102条の4第3号の規定により、左記業者と随契約を締結するものである。	18,161,000	18,161,000	100.0%	-	公認	国認定	1		本業務は、生態系ネットワーク形成の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、今後の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一考応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
国土交通省	令和2年度 河川水辺の国勢調査(河川版)総括 検討業務 北陸地方整備局河川部河川計画課 R2.8.1～R3.2.26 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当 北陸地方整備局長 野村 次郎 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟県総合庁舎1号館	令和2年7月31日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和元年度に実施したO9水系の連続河川で実施された「河川水辺の国勢調査」の調査結果を収集・整理し、最新の知見に基づくデータの調査・分析・取組みを進めてデータベースの更新を行うとともに、調査結果を用いて河川及び周辺環境の現状把握並びに河川の環境変化を分析するものである。本業務の発注にあたっては、河川環境に関する最新の知見や技術力と知識を必要とするため、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った結果、左記業者は、技術提案書の内容が総合的に優れたと認められるので、特定したものである。よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計法第102条の4第3号の規定により、左記業者と随契約を締結するものである。	57,090,000	56,980,000	99.8%	-	公認	国認定	1		本業務は、河川に関する基礎情報の収集整理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、今後の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一考応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
国土交通省	令和2年度千曲川改修・環境整備方針検討業務 北陸地方整備局千曲川河川事務所 R2.8.1～R3.3.15 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 北陸地方整備局千曲川河川事務所長 藤澤 充 長野県長野市鶴賀字峰村74番地	令和2年7月31日	設計共同体 公益財団法人リバーフロント研究所 外1社 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和元年度日本台風出水による被害を契機に千曲川にてこれらに認められる「緊急治水対策プロジェクト」による事業や、従来より実施されている自然再生事業、水辺整備事業(かわまちづくり等)等において、千曲川らしい風景や景観、生態系、河川利用などの視点から、千曲川の総合的な河川環境管理をマネジメントしていく仕組みづくりを検討する。技術において河川環境の健全・創出に関する事業展開を効果的・効率的に進めさせるための新技術の活用に関する調査検討を行うものである。本業務発注するためには、上記内容を踏まえ、千曲川の総合的な河川環境管理をマネジメントしていくための効果的な仕組みづくりを検討する上では、千曲川特有の条件を加味しながらの対策計画等を作成することが必要であり、想像力、応用力、知識と高い技術力が求められることから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。その結果、左記業者は、特に配置予定技術者の経験及び能力、特定テーマに対する技術提案において、総合的に最適な提案を行った者と認められるので、特定したものである。よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計法第102条の4第3号により、左記業者と随契約を締結するものである。	29,975,000	29,920,000	99.8%	-	公認	国認定	7		本業務は、河川環境管理のマネジメントといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、後者からの元札が複数出ていたと考えられ、今後の結果問題はない。 なお、本業務は令和2年度限りの事業である。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無



支出元種	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	議事契約によることと会計法第29条の3第4項(公算)の記載本文及び理由	予定価格	契約金額	利率	再払額の元金の率	公益法人の場合			備考	最終結果 (見直し等はその内容)	最終支出の 残高
											公益法人の区分	中間管理・監督 前置所管の区分	元金・元金率			
国土交通省	令和2年度 次瀬港港施設の機能強化方策 計業務 保土保固費 R2.3-R3.2.6 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 加藤正典 三浦康典事務所 山口人 和歌山県東牟婁郡津田町1-1	令和2年8月9日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000961	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、次瀬港における港施設の利用状況や周辺の地域特性を考慮し、港施設の持つ機能 について、地区や用途形態に応じた課題や改善点を抽出し、安全確保や周辺の地域志向を踏まえ、よ り効率的な次瀬港港施設の機能強化に向けた中央官庁の方向性を検討するものである。本業務の 契約継続としては、FPOローザル方式を採用することとし、公募により参加表明があった者で賞 格を決定した者が技術提案書を公募に「応募予定年度までの経歴事項」、「事業の実行方針(土 築フロー工程等)及び「特定テーマ」に対する技術提案書」について、提出された技術提案書の記載内 容と担当者へのヒアリングにより評価を行った。審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約 の相手方として特定した。	20,155,000	19,985,000	99.1%	-	公社	国認定	2	本業務は、港施設機能強化の方策検討といった政策目的の達成のために必要 な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務 内容の明確化、参加入札を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争 性を高める取り組みを実施したが、一者化等となっているものがある。引 き続き透明性の向上に努めるなど一者化の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が 十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は令和2年度限りの事業である。	無	
国土交通省	R2東武線の多自然川づくりに関する検討業務 関東地方整備局 R2.5-R3.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当 関東地方整備局長 土井 弘次 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和2年8月4日	公益社団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川11-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を行うためには、高度な技術や経験を必要とするこ とから、技術力、経歴、業種に偏り体制などを含めた技術提案 を公募、公平性、透明性及び信頼性が確保される簡易公募型プ ロポーザル方式により選定を行った。 公益社団法人 リバーフロント研究所は、技術提案書をふま え当該業務を実施するのに適切と認められたため、互記業者と契約を行うものである。	39,985,000	39,930,000	99.9%	-	公財	国認定	1	本業務は、河川環境の保全・創出の検討といった政策目的の達成のために必要 な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務 内容の明確化、参加入札を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争 性を高める取り組みを実施したが、一者化等となっているものがある。引 き続き透明性の向上に努めるなど一者化の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が 十分に図られており、問題はない。	有	
国土交通省	大瀬湾港等の広域港湾事業継続計画に係る検 討業務 R2.6.4-R3.3.24 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当 広域地方整備局前局長 伊藤 雅也 兵庫県神戸市中央区海岸通29	令和2年8月4日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000961	会計法第29条の3第4項 本業務は、大瀬湾港等における港湾事業継続計画の策定を向上させるため、広域的な緊急 物資・輸送物資輸送の確保、大瀬湾海岸防衛・防災及び広域的な港湾施設のサブイ ンフレーションに関する検討、航路開発業者による上陸訓練及び航路等計画と道路等計画との 整合性や管理経費等の検討、並びに広域的な感応の危険の発生が及ぼす港湾機能への影 響に関する検討を実施するものである。 本業務は、内容が技術的に高度な業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する 方が優れた提案を判断する業務であることから、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公 募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が153名あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間中に2名 から問い合わせがあった1名から参加表明があった。参加表明を受けることにより、技術提案書 の提出を求めたところ、1名から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、公益社団法人日本港湾協会の提案は、当時の要求する要件を満た していることから公益社団法人日本港湾協会と契約を行うものである。	22,241,043	22,000,000	98.9%	-	公社	国認定	1	本業務は、事業継続計画の確立といった政策目的の達成のために必要な出 支であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明 確化、参加入札を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高 める取り組みを実施したが、一者化等となっているものがある。引 き続き透明性の向上に努めるなど一者化の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が 十分に図られており、問題はない。	有	
国土交通省	令和2年度南海1号地震を想定した包括的災害協 定団体等との連携方策業務 R2.4-R3.2.26 建設コンサルタント等	支出負担行為担当 九州地方整備局前局長 遠藤 仁孝 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和2年8月4日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000961	会計法第29条の3第4項 本業務は、南海1号地震を想定し、港湾の防災業務における知見は基より、南海トラフ地震発生時にお ける広域的な連携体制の具体化を検討するため、受注業者に対しては、1. 予定技術者 の経験および能力(技術者数、業務執行技術力等)、2. 業務実施方針(業務理解度、業務実施手 続等)、3. 特定テーマに対する技術提案(提案書)等の観点からプロポーザル方式で提出を 求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人日本港湾協会が最優であ ると判断されたことから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき協賛契約を行い業務の円滑 な遂行を図るものとする。	13,168,905	13,090,000	99.4%	-	公社	国認定	1	本業務は、博多港港機能の方向性といった政策目的の達成のために必要 な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内 容の明確化、参加入札を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争 性を高める取り組みを実施したが、一者化等となっているものがある。引 き続き透明性の向上に努めるなど一者化の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が 十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は令和2年度限りの事業である。	有	
国土交通省	令和2年度 河川ごみ対策検討業務 北海道札幌市 R2.7-R3.1.19 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当 北海道開発局 開発管理部長 松澤 明 北海道札幌市北区北8条西2	令和2年8月6日	協賛共同 協賛社団法人河川財団 他1名 公益社団法人日本港湾協会 他1名 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000130	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 河川ごみは川への不法投棄のみならず、流域に散乱しているごみが河川に流入することもあること から、関係機関等と連携しより効果的な取組が求められるため、本業務において、河川ごみ削減 に向けた課題の抽出を行い、関係機関等へのヒアリングや既往の河川ごみに関する取組を踏まえ、 「河川ごみ」対策の手法(飲料)の作成等を行うこととしている。 本業務の遂行には、企業(中核)に高度な知識や情報力、専門性等が求められるため、技術提 案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価する簡易公募型プロポーザル方式を採用し選定 を行った。 その結果、参加表明書の提出は2名、技術提案書の提出は左記河川財団・日本コン設計共同1 名であった(1名は辞退)が、提出された技術提案書は総合的に優れた提案であり、本業務を実施す るのに適当と認められたため、互記業者と契約を行うものである。 (公算)	12,738,000	12,738,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、良好な河川環境の整備・保全といった政策目的の達成のために必 要な支出であり、十分な契約準備期間の確保を行うなど、競争性を高める取 組みを実施したが、一者化等となっているものがある。なお、本業務は令和2年 度限りの事業である。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が 十分に図られており、問題はない。	有	

支出元番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	契約目的によることと会計法第29条の第4項(公費取立)による	予定価格	契約金額	利率%	再見積りの発生	公費法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	見直し の要
											公費法人の取 引	知事等・知 事所管の法 人	元札・応募者 数			
国土交通省	金沢港利活用検討業務 金沢港利活用検討業務 令和2年7月1日～令和3年3月10日 建設コンサルタント等	分任支出負担担当 金沢港利活用検討業務所長 高橋 伸一 北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所 石川県金沢市大野町4-2-1	令和2年8月6日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	701040500967	会計法第29条の3第4項 本業務は、金沢港の利活用促進を図るため、近年の物流にかかる国内外の社会情勢の変化、金沢港後地域における企業の物流動向及び金沢港の利用実態を踏まえ、今後、企業が金沢港を利用する上での課題を整理、金沢港の利便性向上に資する利用促進策を策定し、金沢港の利活用促進策を検討するものである。検討にあたっては、港湾関係者で構成される上記法人に対する協議を行う「検討会」を開催し、必要に応じて、高度な専門知識を必要とすることから、商標公費型プロポーザル方式による選定を行った。公益社団法人日本港湾協会は、技術提案書及びアラングによる点検評価を行った結果、当該業務について総合的に優れた提案を行った者として特定された者である。以上の理由により、会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定により、公益社団法人日本港湾協会と競争契約するものである。	22,190,767	21,010,000	94.7%	-	公社	国認定	1	本業務は、金沢港の利活用促進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保など、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっていないものである。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和2年度限りの事業である。	無	
国土交通省	北陸地域港湾の事業継続計画における有効性向上検討業務 北陸地方整備局長 藤田 治 新潟県新潟市中央区東駅1-1-1	支出負担担当 北陸地方整備局長 藤田 治 新潟県新潟市中央区東駅1-1-1	令和2年8月7日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	701040500967	会計法第29条の3第4項 本業務は、管内の大規模災害発生地において、北陸地域港湾が運搬し継続的な物流機能を確保するために策定した北陸地域港湾の事業継続計画について、有効性を高めるための検討を行うものである。また、本業務の検討結果について協議する協議会を開催し、その運営、説明資料の作成、議事録や議案の作成に関する取りまとめを行うのである。本業務の実施にあたっては、「北陸地域港湾の事業継続計画」の有効性を高めるために実施する情報収集活動等について、詳細目的及び詳細内容を検討し、詳細計画を作成するといった専門的知識を必要とする。また、協議会の開催等において、協議会から事業継続計画の有効性向上に向けた課題を整理し、対応策を検討、さらに行動手順の改善箇所を整理し行動手順(案)の追加内容を、より詳細化して更新するなど、高度な技術を要することから、商標公費型プロポーザル方式による選定を行った。公益社団法人日本港湾協会は、技術提案書及びアラングによる総合評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人日本港湾協会と競争契約するものである。	18,186,743	17,930,000	98.6%	-	公社	国認定	1	本業務は、事業継続計画の有効性向上といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、業務内容の明確化など、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっていないものである。今後は、契約準備期間の確保、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みを継続し、競争性を高める取り組みを実施し、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
国土交通省	令和2年度 河川生態を応用した河川管理に関する調査業務 R2.8.18～R2.3.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担担当 河川管理課長 藤田 治 京都府京都市中区九の丸2丁目5-1名古屋 合同庁舎第2号館	令和2年8月17日	公益社団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	101000501855	会計法第29条の3第4項 本業務は、これまでで河川管理のあり方について実施された河川生態の研究結果について、最新の知見を考慮した上で、生態学の観点から調査・計画・設計・施工・維持管理などの河川管理への適用に関する事項を抽出・整理し、「全国」河川への適用について検討するものである。左記業務は企画提案書の提出があった2者のうち特定チームに対する提案について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し、最も優れていることから特定したものである。	31,988,000	31,900,000	99.7%	-	公財	国認定	2	本業務は、河川生態の保全といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みを継続し、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっていないものである。引き続き透明性の向上に努めること一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
国土交通省	令和2年度公共測量に関する課題の調査検討業務 R2.8.18～R2.3.30 測量	支出負担担当 測量課長 藤田 治 茨城県つくば市南1	令和2年8月18日	公益社団法人日本測量協会 東京都文京区白山1-33-18	101000500429	会計法第29条の3第4項及び会計令第102条の4第3号 本業務は、公共測量の円滑な実施に向けて技術的課題等について、その解決方法を求めるための調査検討を行うものである。令和2年度は、電子基準点のみを既知点とした基準点測量の適用範囲及びGNSS 測量による水準測量の適用範囲を拡大するための技術的課題について調査検討を行う。また、作業環境の改善等により、公共測量の円滑な実施のための技術的課題及び業務の円滑な実施を目的とする。本業務の目的を達成するために、測量・測量・高度な専門的知識・技術が要求されることから、公平性・透明性及び客観性が確保される商標公費型プロポーザル方式により選定を行った。公財における技術提案書の提出を求め評価したところ、上記の技術的課題について特定される課題とその解決のために必要な調査及び検討方法並びに考えられる対応方法の具体的な技術的提案が、求める業務内容等に合致し、優れた提案と認められたため特定し競争契約を締結した。	10,285,000	10,233,300	99.5%	-	公社	国認定	1	本業務は、公共測量の円滑な実施といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっていないものである。引き続き透明性の向上に努めること一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
国土交通省	令和2年度長崎港湾船舶航行安全対策検討業務 R2.8.19～R2.3.26 建設コンサルタント等	分任支出負担担当 九州地方整備局 長崎港湾・空港整備事務所 長崎 哲也 長崎県長崎市小倉町3-76-72	令和2年8月19日	公益社団法人西前船舶防協会 福岡県北九州市門司区港町7-8	529805003008	会計法第29条の3第4項 本業務は、長崎港の長崎港航路(12m)拡張工事及び岸壁築造工事にあたって、一般航行船舶及び工務船等船舶間の安全確保と作業の円滑な遂行を図るべく、学識経験者及び海事関係者等が構成する委員会(以下「委員会」と称す)の検討を行う。また、本業務の実施にあたっては、船舶航行実態(船舶の航行経路、海域特性等)及び港湾工事、岸壁築造工事の進捗状況、施工方法を踏まえた安全確保の検討を行うことと、本業務の目的を達成するために、高度な専門的知識・技術が要求されることから、公平性・透明性及び客観性が確保される商標公費型プロポーザル方式により選定を行った。公財における技術提案書の提出を求め評価したところ、上記の技術的課題について特定される課題とその解決のために必要な調査及び検討方法並びに考えられる対応方法の具体的な技術的提案が、求める業務内容等に合致し、優れた提案と認められたため特定し競争契約を締結した。	13,938,070	13,849,000	99.4%	-	公社	国認定	1	本業務は、工事に伴う一般航行船舶に対する安全対策の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みを継続し、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和2年度限りの事業である。	有	
国土交通省	水島港航行安全検討業務 R2.8.20～R2.3.19 建設コンサルタント等業務	分任支出負担担当 水島港航行安全検討業務所長 阿部 利弘 岡山県笠岡市津葉1-1-3	令和2年8月20日	公益社団法人瀬戸内海上安全協会 広島県広島市南区的場町1-3-6	224005012774	会計法第29条の3第4項 本業務は、水島港における港湾工事等に関する航行安全対策について、学識経験者・海事関係者等から意見を聴き、検討するものである。本業務の実施にあたっては、船舶航行実態(船舶の航行経路、海域特性等)及び港湾工事、岸壁築造工事の進捗状況、施工方法を踏まえた安全確保の検討を行うことと、本業務の目的を達成するために、高度な専門的知識・技術が要求されることから、公平性・透明性及び客観性が確保される商標公費型プロポーザル方式により選定を行った。公財における技術提案書の提出を求め評価したところ、上記の技術的課題について特定される課題とその解決のために必要な調査及び検討方法並びに考えられる対応方法の具体的な技術的提案が、求める業務内容等に合致し、優れた提案と認められたため特定し競争契約を締結した。	22,772,818	21,714,000	95.4%	-	公社	国認定	1	本業務は、港湾工事における船舶の安全確保といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みを継続し、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和2年度限りの事業である。	無	

支出元種番	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随時契約によることとした会計法公布の根拠条文及び理由 (会計法又は公法)	予定価格	契約金額	利率%	再見積りの発生 有無	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	締結年度の 決算
											公益法人の区分	国営・公営・知事 前所管の有無	元札・応募者			
国土交通省	全国水環境評価補正事業 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 R2.31～R3.19 土壌保建設コンサルタント業務	支出負担行為担当 近畿地方整備局長 山口 宏樹 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	令和2年8月31日	設計共同体 公益財団法人河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	901000500136	会計法第29条の3第4項 予定令第102条の4第3号 本業務は、全国の一級河川の水质データの収集・分析・評価を行うとともに、良好な河川環境の維持及び河川環境の改善に向けた今後の取組のあり方や今後の河川水質調査方法等について検討するものである。 本業務遂行するために、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力・経験・業績に優れた者を含む技術提案を求め、公平性・透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するに適切と認められたため、左記相手方と契約を行うものである。	25,157,000	25,157,000	100.0%	-	公認	国認定	1	本業務は、良好な河川環境の維持及び改善といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引継ぎ透明性の向上に努めるなど一層応じの取組に取り組みを続けるものとする。 また、全面競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
国土交通省	令和2年度河川環境の保全に関する新技術活用 研究開発事業 広島県広島市中区上八丁堀6番30号 R2.31～R3.26 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当 中国地方整備局長 小平 卓 広島県広島市中区上八丁堀6-30	令和2年9月31日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予定令第102条の4第3号 本業務では、自然や人と川との関係などに配慮した良好な河川環境の整備や保全である「多自然川づくり」を効果的・効率的に進めるため、河川管理の現場において、新技術を活用した河川環境の整備や保守手法に関する調査検討を行うものであり、幅広い知識や経験の必要不可欠であることから、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、応募予定技術者の経験及び能力・実施方針・実施フロー・工程計画・その他、詳細テーマに関する技術提案について総合的に評価を行った結果、本業務を適切に遂行できると判断し、契約の相手方とした。	25,960,000	25,960,000	100.0%	-	公認	国認定	4	本業務は、生産性革命プロジェクトの検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施していると考えられ、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和2年度限りの事業である。 また、全面競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
国土交通省	令和2年度 大規模災害時における航路啓蒙の支出 向上補正事業 愛知県名古屋市 R2.2～R3.15 建設コンサルタント等	支出負担行為担当 中部地方整備局前局長 加藤 大也 愛知県名古屋市中区丸の内1-36	令和2年9月2日	公益財団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予定令第102条の4第3号 本業務は、伊勢湾における大規模災害時の緊急物資輸送や物流機能の早期回復を目的に、緊急物資搬送及び他の物流機能の両面性をとりまねたが、課題を抽出する「おのづから」の立場から、課題の実施及び導き出された課題への対応を検討する。本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、応募予定技術者の経験力、提案の実施方針・実施フロー・工程計画及び特定テーマに対する技術提案書について、提出された技術提案書の記載内容と担当者へのヒアリングにより評価を行った。審査の結果、公益財団法人日本港湾協会を契約の相手方として特選した。	18,234,554	18,150,000	99.5%	-	公認	国認定	1	本業務は、広域災害対応といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和2年度限りの事業である。 また、全面競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
国土交通省	令和2年度博多港湾機能の方向性に関する検討 事業 R2.2～R3.15 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所 加藤 大也 福岡県福岡市中央区大手門2-5-53	令和2年9月2日	公益財団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務においては、港湾物流機能の集約のあり方とそれに伴った各港湾物流機能を維持・確保できる戦略的な施設整備の方向性をとりまねたが、港湾に関する豊富な知識のみならず、高度な専門性と技術を要することから、応募業者に対しては、応募予定技術者の経験及び能力(技術者資格等、業務執行技術)、2. 実施方針(業務理解度、実施手順)、3. 特定テーマ(専門的な技術力を活用し、本業務を的確に実施するための提案)についての観点からプロポーザル(簡易公募型)の提出を求めたものである。建設コンサルタント等の特性を踏まえ、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れたと評価された者を契約の相手方として特選したため、左記業者と随時契約を行うものである。	14,379,887	14,300,000	99.4%	-	公認	国認定	1	本業務は、博多港湾機能の方向性といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和2年度限りの事業である。 また、全面競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
国土交通省	須崎港みなとカナルシステム設計事業 R2.9～R3.26 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所 田中 幹司 高知県高知市磯崎874	令和2年9月4日	公益財団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予定令第102条の4第3号 本業務は、須崎港における直轄港湾の施工管理、国有財産の管理及び災害・事故時等の状況把握等をめぐる施設管理に活用することを目的として、みなとカナルの設置場所、通行方法、設備等について設計を行うものである。簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れたと評価された者を契約の相手方として特選したため、左記業者と随時契約を行うものである。 (簡易公募型プロポーザル)	18,208,485	17,930,000	98.5%	-	公認	国認定	2	本業務は、須崎港における施設管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、競争性から応募していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、全面競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は令和3年度で終了する事業である。	無	
国土交通省	開業管内の港湾における事業継続計画検討事業 R2.11～R3.3.12 建設コンサルタント等	支出負担行為担当 四国地方整備局前局長 石橋 洋彦 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和2年9月11日	公益財団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 東京湾BCP及び港湾BCPについては、策定された計画の実効性を不断に検証し見直しを行うとともに、台風や高潮等、港湾機能に重大な支障を及ぼす恐れのあるその他の自然災害についても対応している必要がある。本業務は、港湾事業継続計画に基づき支障を発生し、実効性の検証を行うとともに、東京湾BCP(地震・津波編)の改訂版及び同BCPの風水害編を新たに作成し、東京湾航行支障協議会の調査支援を行うものである。また、広域防災協議会において、行政機関の連携を図るための検討を行い、協議会の調査支援を行うものである。 本業務の遂行にあたっては、港湾の事業継続計画に関する幅広い知見を有するとともに、広域連携を主眼とした業務に関する総合的な知見を有していることが必要不可欠なことから、業務実施における観点について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。 その結果、優れた技術提案を行った公益財団法人日本港湾協会が本業務を内滑りかつ適切に実施できると判断し、契約に特選した。 これらことから、会計法第29条の3第4項に基づき、公益財団法人日本港湾協会と随時契約するものである。	21,606,202	21,505,000	99.5%	-	公認	国認定	1	本業務は、最近の港湾における事業継続計画の改訂といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保など、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応じの取組に取り組みを続けるものとする。 また、全面競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は令和2年度限りの事業である。	無	

支出元番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法上の根拠条文及び理由(金額等を含む)	予定価格	契約金額	廃利率	再見積の状況	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続実施 の要否
											公益法人の区分	国指定・国認定 前事業者の区分	応札・応募者			
国土交通省	神戸港海上工事に伴う船舶航行安全対策検討業務 R2.9.16～R3.3.19 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 神戸港湾事務所長 紀本 基雄 兵庫県神戸市中央区小野浜町7-30	令和2年9月16日	公益社団法人神戸海難防止研究会 兵庫県神戸市中央区港島5	91400050228	会計法第29条の3第4項 本業務は、神戸港の海上工事及び周辺関係において周辺航行船舶の航行安全対策をとりまとめるものである。学識経験者・海軍関係者等からなる委員会を設置し、調査等における船舶航行への影響を検討し航行安全対策を検討する。 本業務は、専門的な技術が必要となる等であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方式であった。従来期待できる業務であるため、簡易公募型ローテーション方式により技術提案の公開を行い、提案のついた技術内容に目的別に詳細な見積り条件を付与するものとする。 参加応募者が少ないことから確認の上、技術提案書の提出を求め、申請期間内(16 者)から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者から技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を書き上げた結果、公益社団法人神戸海難防止研究会の提案は、当分の要求する要件を満たしていることから公益社団法人神戸海難防止研究会と契約を行うものである。	13,013,207	12,980,000	99.7%	-	公社	国認定	1	本業務は、国際コンテナ戦略港湾機能強化といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組みを実施しており、点検の結果問題はない。引継ぎ・移行性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みもとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
国土交通省	令和2年度三次元地理空間情報の活用推進のための調査検討業務 R2.9.18～R3.3.5 調査	支出負担行為担当 国土地理院 野田 謙 茨城県つくば市北郷1	令和2年9月18日	公益社団法人日本測量調査技術協会 東京都新宿区高田馬場4-40-11	40111050541	会計法第29条の3第4項及び会計令第102条の4第3号 本業務は、国際標準化機関の地理情報に関する専門委員会等に関する動向調査を行ったうえで、関連するGIS技術の国内適用のための情報・規格等の実証的な検討を行うこととし、調査、設計、施工、維持管理の建設生産プロセスで活用できる三次元ベクトルデータとしての地理地形成を取得するための標準的な作業工程をまとめた作業マニュアル策定を作成し、それらの検討過程及び結果を報告書として取りまとめることとする。 本業務の目的を達成するためには、測量に關し、高度で専門的な知識・技術が要求されることから、公正性・透明性及び競争性が確保される簡易公募型ローテーション方式により実施を行うこととし、専門的な技術提案書の提出を求め詳細に調査し、本業務とは別に実施する三次元データの試験的取得業務を取りまとめる、作業工程や取得に用いた機材・方法など具体的な工程案の検討に資する成果の分析・検討の方法と、設計・施工・維持管理分野でも幅広く利用可能な三次元データを作成するための作業マニュアル策定を取りまとめるための調査・検討の方法についての技術的提案が求める業務内容等に合致し、優れた提案と認められたため随意契約を締結した。	13,684,000	13,682,900	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、関連するGIS技術の国内適用のための情報・規格等の実証的な調査等という政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組みを実施したが、一者応募となつてしまつたものである。引継ぎ・移行性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みもとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
国土交通省	四国における次世代高規格ユニットロードターミナルの基本構想等検討業務 R2.9.29～R3.4.20 建設コンサルタント等	支出負担行為担当代理 近畿地方整備局 総務部総務調整官 東井 政博 香川県高松市サンポート3-33	令和2年9月29日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	701040500967	会計法第29条の3第4項 学識者員102条の4第3号 本業務は、フェリー・RO-RO船舶大型化に伴う貨物量増加に対応するため、情報通信技術の活用と船舶航行技術等を実践した「次世代高規格ユニットロードターミナル」の実現に向け、四国の港内の内蔵ユニット施設への各種情報通信技術の導入方法、課題、効果等の基本構想等の検討に加え、交通事業者のモニタリングシステムとの連携に向けたバスバンド内の情報管理の検討を行うものである。簡易公募型ローテーション方式で実施し、提出された技術提案を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したが、左記事業者と随意契約を行うものである。 (簡易公募型ローテーション)	15,072,500	15,015,000	99.6%	-	公社	国認定	1	本業務は、次世代高規格ユニットロードターミナル実現といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組みを実施したが、一者応募となつてしまつたものである。引継ぎ・移行性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みもとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
国土交通省	東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル船舶航行安全対策検討業務 R2.10.1～R3.3.26 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 東京港湾事務所長 川崎 修正 東京都東区新木場1-6-26	令和2年10月1日	公益社団法人東京海難防止協会 神奈川県横浜市西区住吉4-45-1-202	102200500686	会計法第29条の3第4項 本業務は、東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)の施工に伴い、周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保に必要な対策について、学識経験者・海軍関係者及び関係官等からなる委員会を設置し、検討することとする。 本業務の遂行にあたっては、海難防止に関する専門的な知見並びに東京港における船舶の航行管制及び航行実施に精通し、海上工事に伴う船舶航行安全や海難防止等に関する総合的かつ最新の知見を有していることが重要である。 よって、海難防止に関する専門的な知見及び航行安全等に関する高度な技術力を有する者から広く知見を求め、業務内容に反映することにより、幅広く高度な検討を行うことが期待できる。そのため、簡易公募型ローテーション方式により、以下の特許テーマについて技術提案を求めた。 「航路近傍及び併用中の岸壁近傍で実施する工事における、航行安全上の着目点について」 本業務実施に係るローテーション方式により提案された技術提案を簡易コンテスト等認定委員会において評価選定した結果、「航行安全管理体制および警戒業務管理体制の確立」工事安全協議会における航行安全対策業務実施体制の確立、等、優れた技術提案を行った公益社団法人東京海難防止協会が特選した。本業務の実施方針及び、特許テーマに対する技術提案について審査を行い総合的に判断した結果、幅広く高度な知見を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。 よって、会計法第29条の3第4項により、公益社団法人東京海難防止協会と随意契約をするものである。	10,046,397	10,021,000	99.7%	-	公社	国認定	1	本業務は、工事に伴う船舶への影響・安全確保といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保など、競争性を高める取組みを実施したが、一者応募となつてしまつたものである。引継ぎ・移行性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みもとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	

支出元番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計上の取扱内容及び理由 (会計区分上)	予定価格	契約金額	廃利率	再見積りの発生 有無	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続発注 の有無
											公益法人の区分	認可・認定 前事業者の法	元札・応募者 数			
国土交通省	中国管内の港湾における広域連携BCP検討業務 R2.10.5～R3.3.25 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当 中国地方整備局部長 中島 靖 広島県広島市中区東白島町14-15	令和2年10月6日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	701040500967	会計法第29条の3第4項 本業務は、本業務は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合の被害想定を整理し、中国管内の各港湾で定めている港湾BCP及び広島県連携BCP等の課題の抽出、企業活動を継続させるための港湾機能の早期回復を図る方法や緊急物資輸送、広域的な輸送の方法など国民生活や社会経済への影響を最小限に留めるための港湾連携のあり方について検討を行うものであるが、専門的な技術が要求される業務であるため、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できるとして広島県公営型プロポーザル方式を選定し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定した。 (簡易公募型プロポーザル)	14,442,254	14,410,000	99.9%	-	公社	国認定	1	本業務は、管内港湾の広域連携BCPの策定といった政策的な達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大前提とした適切な業務内容の検討を行うこと、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
国土交通省	下水道管路の点検・調査及び修繕・改築技術の選定に関する調査業務 R2.10.13～R3.3.26 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当 国土技術政策総合研究所長 天野 邦彦 茨城県つくば市旭1番地	令和2年10月12日	設計共同体 公益社団法人日本下水道技術機構 他 東京都新宿区水辺町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 本業務は、維持管理情報と起点としたマネジメントサイクルの確立に向け、下水道管路施設における点検・調査技術及び修繕・改築工法の選定に関する留意事項を整理するとともに、これを基にアンケート調査を実施し、地方公共団体職員から意見を聴取等を行うものである。 本業務の実施にあたっては、昔よの点検・調査に係るコスト削減についての検討を実施できる能力が等しきと認め、これらが業務の成果に直接に関係することから、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により公募を行った。 その結果、登記相手方は、入札説明書を交付した14社の中で、本業務の「技術提案書」に提出された技術提案書に追加加算し、技術提案書に提出された唯一の相手方であり、また、業務実績、技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。 以上の理由から登記相手方を選定し、随意契約するものである。	13,794,000	13,530,000	98.1%	-	公財	国認定	1	本業務は、維持管理情報と起点としたマネジメントサイクルの確立といった政策的な達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大前提とした適切な業務内容の検討を行うこと、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無	
国土交通省	横浜港南東北ふ頭地区における船舶航行安全検討業務 R2.10.16～R3.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当 国東地方整備局局長 石橋 洋信 横浜市中区北仲通5-57	令和2年10月16日	公益社団法人東南海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4-45-1-1 202	102000500968	会計法第29条の3第4項 本業務は、京浜港の国際競争力強化を図るため、コンテナ船の大型化を踏まえ、横浜港南東北ふ頭への入出港時に必要な船舶航行にかかわる安全対策等について検討を行うものである。 本業務の遂行にあたっては、港湾施設の規模や周辺海域の状況を把握するとともに、コンテナ船など船舶の操船や航行特性に関する知識を有し、かつ海上交通の法規に関して最新の知見を有していることが必要である。 これらから、本業務の実施にあたり、大型コンテナ船の入出港における操船シミュレーション実験及び航行安全検討を行うための留意点について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。その結果、公益社団法人東南海難防止協会が本業務を行うことが適切であることが判断し、契約先として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人東南海難防止協会と随意契約するものである。	46,670,756	46,640,000	99.9%	-	公社	国認定	1	本業務は、工事に伴う船舶への影響・安全確保といった政策的な達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保など、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、業務内容の更なる明確化の検討、参入拡大前提とした適切な業務内容の検討に努めると競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無	
国土交通省	阿武隈川上流環境調査検討業務 福島県川内道事務所 R2.10.21～R3.3.15 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 東北地方整備局 福島河川国道事務所長 堀島 勝介 福島県福島市南岩手塚平36	令和2年10月20日	設計共同体 公益社団法人リバーフロント研究所 他1 社 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 本業務は、阿武隈川上流環境調査の抽出・整理、既往事業の河川環境に関する影響の評価、令和元年日本台風出水による河川環境への影響評価、阿武隈川の再生に向けた阿武隈川マシントラックを検討する上で、高い精度と高度な技術を持つ事業者を選定する必要があることから、技術提案を求めるとして、簡易公募型プロポーザル方式により評価を行い、本業務を履行するに十分な技術力と能力が認められた者と契約を締結した。	32,274,000	32,175,000	99.7%	-	公財	国認定	1	本業務は、総合的な阿武隈川のマネジメント推進といった政策的な達成のために必要な支出であり、競争性を高める取り組みを実施したが、一者札となっているものである。なお、本業務は令和2年度限りの事業である。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無	
国土交通省	第一次大幡観音院後遺建物防火対策検討業務 奈良県奈良市二条大路南3-5-1 R2.10.23～R3.3.22 建築関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 奈良県奈良市公園事務所長 中村 孝 奈良県高市郡明日香村大字平田538	令和2年10月22日	公益社団法人文化財建造物保存技術協会 東京都荒川区西日暮里2-32-15	3011505001405	会計法第29条の3第4項 本業務は、平城京跡歴史公園内において整備中の第一次大幡観音院南門及び東棟、西塔等諸堂完成予定の歴史建造物の既設計画の防火設計について、奈良県火災を備へた防火対策の策定を検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とことから、技術力・経験・業務に臨む体制などを含めた事前調査を求め、公平性・透明性及び信頼性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 登記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するために適切と認められたため、登記相手方と契約を行うものである。	17,897,000	17,875,000	99.9%	-	公財	国認定	1	本業務は、第一次大幡観音院の防火対策といった政策的な達成のために必要な支出であり、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。なお、本業務は令和2年度限りの事業である。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無	

支出元番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随時契約によることとした会計法上の取扱内容及理由 (企業会計文法による)	予定価格	契約金額	利率%	再見積りの発生 の率	公益法人の場合			備考	最終結果 (見直し場合はその内容)	最終支払 の残高
											公益法人の区分	国指定・国 前受済業者	元札・応募者			
国土交通省	令和2年度愛伊川水系生態系ネットワーク検討業務 出雲河川事務所管内 履行期限 令和2年2月26日 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 中国地方整備局 出雲河川事務所長 建内 慶了 鳥取県出雲市塩治有原町5-1	令和2年10月26日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	601330001887	会計法第29条の3第4項 予決第102条の4第3号 本業務の実施においては、地域関係者と連携して生態系ネットワークを構築・推進していくための高度な知識や経験が必要とすることから、技術提案を求める評価テーマを設定し、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、配置予定技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程計画、その他、競争率について総合的に評価を行った結果、本業務を適切に遂行できると判断し、契約の相手方とした。	13,156,000	13,156,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、事業化に向けて検討中の自然再生事業といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無	
国土交通省	みなとカメラ整備検討業務 R2.10.30～R3.3.15 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所長 津町 円 香川県高松市水浜ノ町72-9	令和2年10月30日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010400500967	会計法第29条の3第4項 予決第102条の4第3号 本業務は、国際幹線航路である備前瀬戸航路において、開発保全航路の管理者として航路保全業務の運用及び災害発生時の対応措置を含めた航路の管理を行うためにみなとカメラの設置位置、通信方法、設備等について設計を行うものである。簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため、左記業者と随時契約を行うものである。 (簡易公募型プロポーザル)	11,286,862	11,005,500	97.5%	-	公社	国認定	1	本業務は、備前瀬戸航路において、航路の管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。また、本業務は令和3年度取組の事業である。	無	
国土交通省	R1久慈川・扇川改修・環境整備方針検討業務 高松河川国連事務所管内 R2.4.16～R3.3.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 四国地方整備局 常陸河川国連事務所長 原田 昌直 茨城県水戸市千波町1962-2	令和2年12月9日	設計共同体 公益財団法人リバーフロント研究所 他1社 東京都中央区新川11-17-24	1010005018695	会計法第29条の3第4項 予決第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験が必要とすることから、業務経験、知識、専門技術力などを有した技術提案を求め、公平性、透明性及び信頼性が確保される簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R1久慈川・扇川改修・環境整備方針検討業務)リバーフロント研究所 日本土建設設計共同体は、技術提案において総合的に優れ提案を行ったものであり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随時契約を行うものである。	19,954,000	19,910,000	99.8%	-	公財	国認定	2	本業務は、河川改修や環境整備といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数業者からの応募が見られると考えられ、点検の結果問題はない。	無	
国土交通省	令和2年度 精田川自然再生事業検討業務 R3.2.25～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 中継地方整備局 沼津河川国連事務所長 長谷部 留久 静岡県沼津市下貫外原3244-2	令和3年3月24日	設計共同体 公益財団法人リバーフロント研究所 他1社 東京都中央区新川11-17-24	1010005018695	会計法第29条の3第4項 予決第102条の4第3号 本業務は、自然再生事業の環境調査、計画検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	26,290,000	26,290,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、自然再生事業の環境調査、計画検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
国土交通省	山山水系河川管理施設監視検討業務 兵庫県豊岡市幸町地先地(豊岡河川国連事務所管内) R3.4.1～R4.3.15 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 豊岡河川国連事務所長 中川 圭正 兵庫県豊岡市幸町10-3	令和3年3月31日	設計共同体 公益財団法人河川財団 他1社 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000139	会計法第29条の3第4項 予決第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河川の点検結果等の情報収集結果をもとに現状等を把握し、現状等が進行する可能性の河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき治水上の機能確保に必要な修繕等を効果的・効果的に実施するための修繕計画等の作成を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを有した技術提案を求め、公平性、透明性及び信頼性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記相手方と契約を行うものである。	39,446,000	39,446,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、河川の適切な適正な維持管理といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、業務内容の更なる明確化の検討、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど、競争性を高める取り組みを実施した。一方応募者については、点検は、十分な契約準備期間の確保など業務内容の更なる明確化の競争性を高める取組を行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特種財団法人」、「特社」は「特種社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の記述を著しく変更することなく(所要の変更を加えること)その他所要の調整を加えることができる。